

① 防火
~~防災~~ 管理者選任（解任）届出書

③ 令和◎年☆☆月○○日

いちき串木野市消防長 殿

④ 届出者

住 所 いちき串木野市昭和通133-1

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

株式会社 いちき串木野消防

氏 名 代表取締役社長 消防 太郎

① 防火
~~防災~~ 下記のとおり、 ② 管理者を選任（解任）したので届け出ます。

記

防火 対象物	建築物 または その他の 工作物	⑤ 所在地	いちき串木野市大里11-2				
		⑥ 名称	株式会社 いちき串木野消防 いちき支所 電話(〇〇)〇〇〇〇				
		⑦ 用途	事務所	⑧ 令別表第1	(15) 項	⑨ 収容人員	60
		⑩ 種別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種	<input type="checkbox"/> 乙種	⑪ 管理権原	<input checked="" type="checkbox"/> 単一権原	<input type="checkbox"/> 複数権原
		区分	名称		用途	収容人員	
		⑫ ※令第2条を適用するもの	例 第1倉庫		14項	3人	
		⑬ ※令第3条第3項を適用するもの	例 〇〇花屋 例 ライスショップ☆☆		4項 3項口	20人 18人	
防火・ 防災 管理者	選	⑭ 氏名・生年月日	救助 工作 昭和〇〇年☆☆月◎◎日生				
		⑮ 住 所	いちき串木野市昭和通★★番地				
		⑯ 選任年月日	令和◎◎年●●月△△日				
		⑰ 職務上の地位	総務課長				
	任	資格	種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 (<input checked="" type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習) <input type="checkbox"/> 乙種 <input type="checkbox"/> 防災管理 (<input type="checkbox"/> 新規講習 <input type="checkbox"/> 再講習)			
			講習機関	●●市消防本部			
			修了年月日	平成●年〇〇月★★日		年 月 日	
	解 任	氏 名	梯子 太郎				
			解任年月日	令和★★年△△月□□日			
			解任理由	定年退職のため			
その他必要事項							
※ 受付欄		※ 経過欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「防火
 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 3 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
 4 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 5 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 6 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 7 ※※印の欄は、記入しないこと。

防火
管理者選任（解任）届出書 記入要領
防災

項 目	記 入 内 容		
① 防 火 防 災	1 「防火」「防災」のうち不要な文字を＝で抹消する。 2 同一の届出書で防火及び防災管理者の選任（解任）を行なうときはそのままにする。		
② 選任（解任）	1 「選任（解任）」のうち不要な文字を＝で抹消する。 2 同一の届出書で選任と解任を行なうときはそのままにする。		
③ 年 月 日	届出書の提出年月日を記入する。		
④ 届 出 者	1 当該防火対象物又は事業所の管理について権限を有する者の住所、氏名を記入する。 2 法人の場合は、法人の住所、名称及び代表者の職・氏名を記入する。 3 個人企業の場合は、登録している住所とする。		
防火対象物又は建築物その他の工作物	⑤ 所 在 地	当該防火対象物の所在地を記入する。	
	⑥ 名 称	「◎◎株式会社▲▲工場」「◎◎銀行○○支店」「☆☆ビル」等、当該対象物の名称と電話番号を記入する。	
	⑦ 用 途	当該防火対象物の使用形態を「飲食店」「事務所」「作業所」と記入する。	
	⑧ 令別表第1	当該防火対象物の用途を消防法施行令別表第1（下記の表）により記入する。	
	⑨ 収 容 人 員	1 消防法施行規則第1条の3の算定基準により算定した数字を記入する。 2 不明な場合は、消防本部へ問い合わせてください。	
	⑩ 種 別	消防法施行令第3条の防火対象物の区分に応じ、該当する方の□にレを付ける。 1 乙種は、床面積300㎡未満の特定用途防火対象物又は500㎡未満の非特定用途防火対象物 2 甲種は、床面積300㎡以上の特定用途防火対象物又は500㎡以上の非特定用途防火対象物 3 自力避難困難者の入居する施設は、面積規定が該当しない場合があります。	
	⑪ 管 理 権 限	当該防火対象物について管理権原が分かれてない場合は「単一権限」に、分かれている場合は「複数権限」の□にレを付ける。	
	⑫ ※令第2条を適用するもの	1 同一敷地内に同一管理権原の2以上の建物がある場合、棟ごとの名称、用途及び収容人員を記入する。 2 棟が多く書ききれないときは、別紙で添付する。	
	⑬ ※例3条第3項を適用するもの	1 届出者の管理する事業所が、複数権原の防火対象物で、かつ当該部分が乙種防火管理講習終了者を防火管理者とすることができる部分（消防法施行規則第2条の2第1項、第2項イからハに掲げる部分）である場合の事業所の名称、用途及び収容人員を記入する。 2 事業所が多く書ききれないときは、別紙で添付する。	
	防火・防災管理者	選 任	⑭ 氏名・生年月日
⑮ 住 所			防火管理者となる者の住所を記入する（住民登録している住所）。
⑯ 選 任 月 日			管理権原者から防火管理者として指名された日又は届出日とする。
⑰ 職 務 上 の 地 位			管理権原者から防火管理者として指名されたときの職務上の地位を記入する。
⑱ 種 別			受講した講習の種別の□にレを付ける。
⑲ 講 習 機 関			防火管理者講習を受講した機関名を記入する。
⑳ 終 了 年 月 日			講習を受け修了書に記載されている年月日を記入する。
㉑ そ の 他			講習修了者以外の資格で選任する場合の根拠法令及び資格内容を記入する。
解 任		㉒ 氏 名	⑭の例により防火管理者を解任される者の氏名を記入する。
		㉓ 解 任 年 月 日	⑮の例により解任された日を記入する。
	㉔ 解 任 理 由	「異動」、「退職」など具体的に記入する。	
⑳ その他必要事項	1 新たに防火管理者が必要になったときは、その理由を記入する。 「従業員の増加」、「売り場面積の増床」など 2 防火管理業務を委託する場合は、防火管理業務を適切に遂行できない理由を記入すること。 「遠隔地勤務のため」など		

消防法施行令別表第1

1項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
6項	イ	(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （i）診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。 （ii）医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
		(2) 次のいずれにも該当する診療所 （i）診療科名中に特定診療科名を有すること。 （ii）4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
		(3) 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
		(2) 救護施設
		(3) 乳児院
		(4) 障害児入所施設
		(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）

ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（１）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	(2)	更生施設
	(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）
	(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（５）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第１３項に規定する就労移行支援、同条第１４項に規定する就労継続支援若しくは同条第１５項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
二	幼稚園又は特別支援学校	
7項	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	
8項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	
11項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
12項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
13項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14項	倉庫	
15項	前各項に該当しない事業場	
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項又は（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
17項	文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第４３号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	
18項	延長５０メートル以上のアーケード	
19項	市町村長の指定する山林	
20項	総務省令で定める舟車	